

平成28年度第10回
「東京2020オリンピック・パラリンピック
環境アセスメント評価委員会」

速 記 録

平成28年11月17日（木）
都庁第二本庁舎31階特別会議室21

(午前10時00分開会)

○川道オリパラアセスメント担当課長 皆様、お待たせいたしました。

本日は、お忙しい中、委員の皆様におかれましては、御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

定刻を一、二分過ぎてしまいました。ただいまから「平成28年度第10回東京2020オリンピック・パラリンピック環境アセスメント評価委員会」を開催いたします。

初めに、評価委員会を公開で行うことにつきまして、平成25年12月の評価委員会で既に御了承いただいておりますので、本委員会は公開とさせていただきます。

傍聴の皆様におかれましては、途中退席されても結構でございますが、御発言等は御遠慮いただきますようお願いいたします。

本日は、会議次第でございますとおり、馬事公苑につきまして、評価書案に係る意見見解書の報告と項目別審議、それから、新国立競技場（オリンピックスタジアム）につきまして、評価書とフォローアップ計画書の御報告をさせていただきます。

その他の案件としましては、1件ございます。

また、10月にオリンピックアクアティクスセンター、こちらの評価書とフォローアップ計画書につきまして、既に公表させていただいているところでございまして、本来であれば、今回のこの評価委員会で報告を差し上げるというところでございますが、皆様御存じのとおり、現在、計画の見直し、そういったことも含めまして検討しているところでございますので、その辺の経過、今後の対応等も含めて後日あわせて報告ということにさせていただきたいと存じます。よろしくようお願いいたします。

本日、柳会長が所用のため御欠席ということでございますので、本日は会長代理の山本委員に進行をお願いしたいと存じます。よろしくようお願いいたします。

○山本会長代理 分かりました。

それでは、柳会長にかわりまして、山本が進めさせていただきます。

議事に従って進めてまいります。

議事1「馬事公苑について」ということでございます。

評価書案に係る意見見解書につきまして、報告をお願いいたします。

○臼井施設調整担当課長 それでは、馬事公苑の意見見解書について説明させていただきます。

馬事公苑の評価書案でございますが、9月9日に環境局長に提出するとともに、オリンピッ

ク・パラリンピック準備局のホームページで公表いたしました。その後、9月30日の評価委員会にてお諮りし、意見聴取の手続を開始しました。

また、都民の方々からの意見募集につきましては、評価書案の公表と同時に開始しまして、9月9日から10月23日までの45日間で行い、4件の御意見をいただきました。いただいた御意見に対する意見見解書を11月15日に環境局長に提出し、同時にホームページで公表したところでございます。

それでは、お手元に配付している意見見解書の21ページをご覧ください。

馬事公苑の評価書案に対しまして、環境影響評価の全般に関するものと「大気等」や「緑」といった環境影響評価の項目に関するものについて御意見をいただいております、それらの御意見の内容と実施者の見解をまとめておりますので、その概略を説明いたします。

初めに、「事業計画」に関する御意見です。

これにつきましては、イベント時における違法な駐輪を懸念して、桜新町側に駐輪場を整備してほしいということと、ケヤキ並木は子供たちの自転車の練習場所として重宝しており、保存してほしいということと、オリンピックの開催前後の期間における避難場所としての機能に関して考えてほしいという内容の御意見をいただいております。

これに対する見解ですが、駐輪場に関しましては、駐輪場は、計画地の北エリアに設ける計画としておりますが、現時点では、詳細な配置計画及び駐輪場台数は未定となっております。今後、来苑者の利便性に配慮して、駐輪場の配置、台数について検討する計画とし、多数の来苑者が見込まれるイベント時においても、現在と同様に周辺への違法駐輪がなされないよう周知するなど、適切に対応する計画としておりますという見解をお示ししております。

ケヤキ並木に関しましては、本事業により、改築等を行う計画はありませんという見解をお示ししています。

避難場所に関しましては、馬事公苑・東京農業大学一帯は、避難計画人口当たり1m²以上確保するという避難場所の原則に対し、それ以上の有効面積が確保されており、馬事公苑が一時的に休苑されても、その原則以上の面積が確保され、大会後においては広がりのある大きな草地の広場を設けることで、避難場所としての機能としても、一層の活用が可能となる計画としておりますという見解をお示ししています。

次に、22ページをご覧ください。

下段にございます、「大気等」に関する御意見としては、馬場の砂粒子が風で舞い上がり、近隣の住民に被害を及ぼすという特有の問題が評価対象から抜けているとの御意見をいただ

いております。

これに対する見解ですが、評価書案における大気等の環境影響評価は「東京2020オリンピック・パラリンピック環境アセスメント指針（実施段階環境アセスメント及びフォローアップ編）」に基づき、工事用車両の走行及び建設機械の稼働に伴う影響を対象に実施していますということと、防砂用ネットやフェンスの新設、砂素材の変更に伴う保水機能の向上による飛散抑制効果を図るとともに、日常管理における改善措置等を行う計画としています。また、苑のほとんどが樹高のある外周林で囲まれていることも抑制効果があると考えますという見解をお示ししてございます。

次に、23ページをご覧ください。

「緑」に関する御意見としては、敷地境界となる外周部や武蔵野自然林は保全される計画となっているが、苑内広場に点在する樹木を伐採しないような整備計画でなければならないという御意見をいただいております。

これに対する見解ですが、4段落目に記載のように、緑化計画は、樹木医等の専門家の意見を参考にしながら、将来を見据えた適切な緑環境整備を行うことで、これまで同様、緑に親しめる公苑整備計画としています。具体的には、公園的機能を確保するため、正門付近では、馬事公苑の歴史と風格を感じられるような既存の大径木を出来る限り保存し、メインプロムナードではサクラ並木のプロムナードとするほか、放牧場の大径木を保存する計画としています。また、サクラドレッサージュでは木陰をつくるケヤキの保全及び苑内のサクラを移植し、馬とサクラによる風景を形成するほか、池や地形の起伏を生かした広々としたナチュラルアリーナでは、特徴的なヒマラヤスギ群を保全することで馬事公苑の歴史を紡ぐ計画としていますという見解をお示ししています。

次に、25ページをご覧ください。

「自然との触れ合い活動の場」に関する1つ目の御意見としては、主にどんぐりが実る樹木を残されたいということと、子供たちが馬を身近に感じることのできる道路に面した馬小屋を失いたくないという御意見をいただいております。

これに対する見解ですが、苑内のクヌギ、カシ、コナラ等の樹木についても、保存、移植及び新植の配置により、引き続きどんぐり拾いも楽しめる公苑整備計画を検討する計画としています。また、苑内には引き続き厩舎や放牧場、遊具のある子ども広場等を整備し、馬と触れ合う都民の憩いの場とする計画としていますという見解をお示ししています。

次に、28ページをご覧ください。

「その他」に関する御意見として、馬の糞尿がしみ込んだわらを堆肥にする際の臭気についての評価がなされていないという御意見をいただいております。

これに対する見解ですが、臭気対策としては、現在、馬房用の敷料（寝ワラ）のうち、使用しなくなったものを苑内のいくつかの屋根つきの場所に一旦集め、極力、臭気が発生しないよう毎週搬出しております。事業の実施に当たっては、使用済み敷料の一時集積について、配置箇所の工夫や集積所を新たに建物構造とするなど、周辺への影響をできる限り小さくするための配慮を行う計画としていますという見解をお示ししています。

以上で、馬事公苑の意見見解書の説明を終わります。

○山本会長代理 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、何か御質問等はございますでしょうか。

片谷委員、どうぞ。

○片谷委員 今、御説明いただいた一番最後の28ページの臭気の問題ですけれども、この件に関しては臭気、いわゆる悪臭を予測評価項目とはしていないわけですけれども、こういう御意見が出てきていること、それから、実際に先日現地に行った際に、強烈というほどではないのですが、臭気がある状況は確認できたということもありますので、これはかなり重要な御意見であると思える必要があると思います。ここに書かれている見解で、寝ワラの古くなったものの搬出を頻繁にすることとか、今回の事業に当たって、古くなった寝ワラを一時集積する際に建物構造の場所に置くという対策が書かれておまして、これは大変結構な対応だと思います。

一方で、住民の方々の安心を深めるという意味で言いますと、要するに、こういう対策がどれだけ効果が見込めるのかを示していただけるとなお有効であろうと思われまので、可能であるのならば、馬事公苑を運営される中央競馬会の中で、同種の問題が起こった事例がないかを調べていただいて、その対策事例のようなものがあればそれを示していただくのがいいのです。それがいい場合には、例えば一般の民間のそういう調馬関係の施設などでも同様の施設はあるわけですので、そういうところで臭気対策を実施して効果があったという事例があれば、そういう類似事例を示していただくことで、よりこういう意見を出されている方々の安心度が高まると思いますので、そういう情報収集をぜひしていただきたいと思えます。

本当は現場で臭気の測定をしていただくと、より安心度は高まるのですけれども、これは人手もかかる話ですので、必ず実施できるのかどうかはこちらからは申し上げにくいところ

でもありますが、簡便な方法でもはかるということはある選択肢かと思っています。こちらもそういう事例収集に関しては、ある程度お手伝いすることも可能ではありますので、もし事業者サイドとしてそういう情報が示せるのであれば、ぜひそういうものを住民の方々にも示していただきたいと思っております。

これは、予測評価項目として新たにまた追加して立てるということまで必要だと申し上げているわけではなくて、あくまでも住民に対する安心材料としての情報提供という意味でお願いしたいという趣旨です。

○山本会長代理 ありがとうございます。

それでは、片谷委員のアドバイスに当たるかと思えますけれども、事務局で何かございましたら、どうぞ。

○臼井施設調整担当課長 今、いただいた御意見に関しまして、実はこちらで少し事例を調べさせていただいてございまして、その状況としましては、実際に馬事公苑よりも多くの動物がいるような施設におきましても、建物構造にすることで、なおいに関する御意見をいただいていることがないという状況もございまして、現在の状況から建物構造とするようなこの敷料、寝わらの収納場所をつくることで、一定の改善が見込めることを考えております。

○山本会長代理 よろしいでしょうか。

○片谷委員 はい。

○山本会長代理 ありがとうございます。

その他、ただいまの見解書についての説明につきまして、御意見あるいは御質問はございますでしょうか。

千葉委員、どうぞ。

○千葉委員 27ページの「交通安全」のところなのですが、駅についてはきちんと調べられていますが、特に会期中、この駅からバスで馬事公苑に来るわけですね。たしか7月ごろのこの会議でも申し上げましたけれども、この前現地視察して、近くの道が比較的狭いので、駅から馬事公苑に来たバスがとまるバスプールのようなものの対策が全く出ていないように思うのです。それはどうなのでしょう。

○山本会長代理 いかがでしょうか。

○臼井施設調整担当課長 大会中の輸送につきましては、現在検討を進めているところでございます。またそのあたりが定まってきましたら、お伝えしていきたいと思っております。

○山本会長代理 ありがとうございます。

ほか、見解書に対する説明の御質問、御意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、御意見がないようですので、次に、今度は評価書案の項目別審議を中項目ごとに行いたいと思います。

まず初めに大項目分類の「環境項目」における中項目「主要環境」の小項目「大気等」「土壌」について審議を行います。

こちらは、「大気等」を片谷委員に、「土壌」を中杉委員に検討していただいております。

それでは、まず事務局から説明をお願いいたします。

○川道オリパラアセスメント担当課長 まず、評価書案の図書については、意見見解書の下にある比較的厚めの冊子になりますので、こちらとあわせて説明したいと思います。

まず、意見につきましては、審議資料ということで、右肩に資料2-1と書かれているものがございます。まず、こちらの審議資料の読み上げをさせていただきます、その解説という形で従来どおり説明させていただきたいと思います。

審議資料、項目、主要環境（大気等、土壌）。

担当、片谷委員、中杉委員。

意見

【大気等】

1 建設機械の稼働に伴う排出ガスは評価の指標を満足しているが、計画地は住宅に囲まれた立地であるほか、教育・福祉施設や公園など人が集まる施設が多く存在していることから、環境保全措置を徹底し、建設作業における大気質への影響の低減に努めること。

【土壌】

2 工事中に土壌汚染が確認された場合には、汚染物質の拡散や地下水への浸透などを防止するよう適切な土壌汚染対策を講じるとともに、その内容をフォローアップ報告書等で明らかにすること。

以上、2点でございます。

まず、「大気等」でございますけれども、評価書案の102ページをご覧ください。

「大気等」につきましては、工事用車両の走行に伴う影響と、建設機械の稼働に伴う影響を見てございまして、102ページ、103ページはそれぞれ工事用車両の走行に伴う二酸化窒素の影響と、工事用車両の走行に伴う浮遊粒子状物質の影響でございます。この工事用車両の走行に伴う影響につきましては、二酸化窒素、浮遊粒子状物質ともに環境基準の範囲内であ

るか、あるいは環境基準以下ということをごさいますして、特段意見ということでは付してごさいますせん。

続いて、104ページをご覧ください。

こちらが建設機械の稼働に伴い発生する二酸化窒素と浮遊粒子状物質の影響についての評価でございます。結論から申し上げますと、どちらも環境基準の範囲内かそれ以下ということで、問題自体はないということになっています。ただ、二酸化窒素に関しては、表9.1-51 (1)の将来濃度、日平均値の年間98%値のところの寄与率35.7%とありますとおり、一定程度の工事に伴う影響の寄与があることが見込まれます。

また、この二酸化窒素の濃度分布について示したものが97ページでございます。まずこちらをご覧ください。

97ページに計画地である馬事公苑の建設機械の稼働に伴う二酸化窒素の排出の濃度の分布がございます。南エリアという右下にございますこちらと、北エリアとの境目のあたりに最大濃度が出ていまして、こちらは年平均値ということで、さっきのものは日平均値を使っているんで、数字自体は換算が必要なので合致はしないのですが、最大濃度は南エリアと北エリアの境目のところで発生しているということです。工事の工程としては、南エリアと北エリアをつなぐ地下道というものがあるのですけれども、その道路の下を貫通する地下道の工事を行っている時期ぐらいに大体濃度が大きくなるのかなというので、その辺の影響がこの地点なり最大濃度というところにあらわれているのかなと思います。

この馬事公苑を取り巻く周辺の環境について御説明したいのですけれども、まず、68ページをご覧ください。

68ページには、計画地周辺の用途地域等の指定状況というものがございまして、細かい説明は除くのですけれども、薄い水色のものですか、あるいは緑色のもののような、いわゆる住居系の地域が周囲に広く分布しているのがご覧いただけだと思います。基本的には住宅市街地の中にある計画地という認識でいただければいいのかと思います。

70ページには、計画地周辺の主要公共施設がプロットされてございます。「馬事公苑」と書かれた計画地の左側に「▲23」「▲24」とございますけれども、こちらが細かくは69ページに一覧表があるのですが、23番が上用賀児童館、24番が世田谷区立上用賀保育園という、いわゆる子供の保育園系の施設がある。

70ページの計画地の下の赤い「●11」のところは私立駒澤大学高等学校ということで、学校施設がある。こういう形で配慮すべき子供の施設などがあるということでございます。

72ページは、公園・緑地・児童遊園等の配置状況でございまして、比較的小さい公園なども含めまして、周囲には点在しているということでございます。

以上のことから、意見のほうに戻りますが、基本的には環境基準は満足しているのですが、建設機械の稼働に伴う二酸化窒素の排出につきましては、一定程度の寄与度があるということ。それから、周辺が住宅市街地であること、配慮すべき施設も存在しているということから、より一層の環境保全の措置を徹底していただいて、負荷の低減に努めていただきたいということが1番の意見でございます。

「土壌」の項目に移ります。

まず、123ページをご覧ください。

123ページには「土壌」の項目の評価の結果が書かれてございます。

評価の結果、右下に書かれている(2)のところですが、こちらを読み上げさせていただくのですが、計画地の一部は、土地利用の履歴等の調査結果によると土壌汚染のおそれがあると判断されてございます。ですから、土壌汚染があると確認されたわけではないのですが、おそれがあるということで確認されています。

そのため、事業の実施に伴う土地改変に当たっては、土壌汚染対策法及び環境確保条例に基づく手続を行い、適切に対応すると、今後対応することになってございます。

それから、このおそれがあるという場所についての御説明なのですが、本当に後ろのほうになるのですが、資料編の47ページがございまして、そちらをご覧ください。

資料編47ページ、48ページ、49ページの3ページ分が説明になりまして、いわゆる3カ所調査結果が出ているということになります。場所が、特にこの資料編だけでは出ていないので、ページをめくりながら見ていただくことになるのですが、16ページをあわせてお開きいただけますでしょうか。資料編の47ページから49ページと16ページを交互に見比べていただく形になります。

まず、この資料編の47ページ、48ページ、49ページの3カ所の場所なのですが、まず、資料編の47ページに当たるのが、16ページで言うところの左上にあります「診療所・装蹄所」と書かれているあたりになります。ここが書いてあるとおり、診療所と装蹄所、馬の蹄鉄をくっつけたり外したりするところになりまして、ここが汚染のおそれがある場所の1カ所目です。

資料編の48ページに該当するのが、16ページで言うところの左上の「インドアアリーナ」と書かれているあたり、南エリアと呼ばれているところです。南エリアがこの調査区域にな

っているということです。こちらは、かつて陸軍衛生材料廠と言われている倉庫のようなものがございました。

それから、もう一カ所資料編の49ページに該当する調査の場所が、16ページで言うところの左側の「公和寮」と書かれている建物があるところです。こちらになりまして、こちらはガソリン、給油のいわゆる給油所があったということになっています。

この3カ所については、今、申し上げたとおり、それぞれ診療所ですとか装蹄所、それから、陸軍の衛生材料廠、給油所というもので使われていた履歴がありますので、今後何かしらの土壤汚染が確認される可能性があるということです。今のところ、調査結果が出ているのが南エリア、インドアアリーナがあったところです。南エリアの陸軍衛生材料廠があったところなのですが、こちらについては鉛については検出されているのが確認されております。残りの2カ所については、今はまだ建物が建っていますので、そちらを解体した後に調査ということになりますので、まだ出ていないというところがございます。

このように、汚染のおそれがある場所が既に確認をされていまして、建物を解体したりして、土壤汚染の状況を調査できる状況になりましたら、順次調査をして、あとは法律とか条令に基づいて適切に対応していくことになります。

以上のことを踏まえまして、意見のとおり、例えば鉛などにつきましては、それほど地下に浸透しやすいものではないということはあるのですが、例えばガソリンスタンドのようなところの何かしら汚染が確認されて、地下水に浸透するようなことも、そういう物質が出ないとも限らないということもありますので、汚染物質の拡散や地下水の浸透、そういったものも含めて、法令等に従って適切に対応していただきたいということで意見をつけさせていただきます。

以上でございます。

○山本会長代理 ただいま「大気等」と「土壌」の2つを御説明いただきました。順番に参ります。

まず、「大気等」につきまして、御担当の片谷委員、補足説明がございましたらお願いします。

○片谷委員 この意見は、東京都内の何らかの工事をするような案件では、いつも類似の意見を出させていただいているもので、これも条例アセスでよく出させていただいている意見と、趣旨としては同じものです。ただ、この馬事公苑の施設は今回のオリンピック・パラリンピックに伴う施設の中でも特に住宅街に囲まれている施設ですので、より意味は大きいと

いいですか、重要性が高いこともありますので、これはぜひ事業者サイドでしっかりと保全措置の徹底を図っていただきたいということを補足として申し上げておきたいと思います。

○山本会長代理 ありがとうございます。

この「大気等」につきまして、ほかの先生方、何か御質問、御意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

住居専用地域ということで、特にしっかり保全をしてほしいという御意見でございます。

それでは、次に「土壌」につきまして、中杉委員に補足説明をお願いいたします。

○中杉委員 建物の建設工事のところまでということでの評価ということで、土壌汚染がありそうだ、一部で確認されているということでございますけれども、土対法の確保条例でやった調査というもので、全てが必ずしも分かるわけではないので、万が一、工事をやったときに、条例や法律で確認されたもの以外での確認されるもの以外もたまたま確認されたということについては適切に対応していただくようなことが必要であろうということで、コメントをつけさせていただきました。実際には、現状ではこの地区には地下水汚染があるというような情報はない。ですから、恐らくはそんなにはないだろうと思いますけれども、万が一、確認をしていただくということと、この場所では問題がなくても、ほかへ持っていったときに、そこに持っていった先に問題を起こす可能性がありますので、特に工事の途中に異常等が確認されれば改めて調査をしていただいて、その結果も適切な対策をしていただくということと、フォローアップ報告書でその状況について報告をいただくということで、ここに書かせていただいています。

○山本会長代理 ありがとうございます。

「土壌」につきまして、ほかに御意見、御質問等はございますでしょうか。

千葉委員、どうぞ。

○千葉委員 鉛なのですけれども、資料編の47ページは溶接作業ですから、この鉛は無機鉛だと思うのですが、49ページは給油所、ガソリンで、上のほうの文章に「ベンゼンや鉛が含まれている」と書いてありますけれども、こちらの鉛は有機鉛だと思うので、その辺はきちんと区別して扱わないと、有機鉛のほうがずっと毒性が強いですから、その辺を認識して、鉛という書き方でいいのですけれども、きちんとしていただきたいと思います。

○山本会長代理 ありがとうございます。

中杉委員、補足をお願いします。

○中杉委員 いつも土壌汚染では有機鉛という形では評価をしておりません。ただ、土壌に

入ったときに有機体が無機化してしまうということも含めて、トータルで評価をしていけばいいということになっています。

○山本会長代理 ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問はございますでしょうか。

杉田委員、よろしく願いいたします。

○杉田委員 資料編の49ページで質問させていただきたいのですが、汚染源になる可能性のあるタンク類を撤去したかどうかは不明であると。これは調査をする予定があるのかどうか、お伺いしたいです。

○山本会長代理 タンク類、いかがでしょうか。

○川道オリパラアセスメント担当課長 先ほど御説明させていただいたとおり、今、南エリア以外は建物が建っている状態で、まだ解体されていませんものですから、解体工事が済んで調査できる状況になってから、適切に調査しますということで予定してございます。

○山本会長代理 解体のときに分かるということですね。了解しました。

ほかに「土壌」関係で御意見、御質問はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、御意見はないようですので、「大気等」「土壌」につきましては、指摘の趣旨を評価委員会意見案に入れることといたします。ありがとうございました。

では、次に移ります。

次は中項目「交通」の小項目「交通渋滞」と「交通安全」、この2つで審議を行います。

こちらは水村委員に検討していただいております。

それでは、事務局より「交通渋滞」と「交通安全」につきまして、説明をお願いしたいと思います。

○川道オリパラアセスメント担当課長 それでは、配付資料の右肩に資料2-2と書かれているものをご覧ください。

まず意見を読み上げさせていただきます。

審議資料、項目、交通（交通渋滞、交通安全）。

担当、水村委員。

意見

【交通渋滞、交通安全 共通】

1 工事用車両の走行に当たっては、運転者への指導の徹底や工事用車両の出入口への交通整理員の配置、計画地周辺の車両の通行への配慮等を行う計画としていることから、これ

らの環境保全措置を徹底し、周辺地域における一層の交通の円滑化及び交通安全の確保に努めること。

【交通渋滞】

2 計画地の周辺は片側1車線道路であり、また、路線バスの停留所が多く存在しているとともに、その停留所に近接して工事用車両の出入口がある。このため、工事用車両の走行に当たっては、出入口付近を走行する路線バスの運行スケジュールに配慮する計画としていることから、環境保全措置を徹底し、交通の円滑化に努めること。

【交通安全】

3 計画地は住宅に囲まれた立地であるほか、教育・福祉施設や公園など人が集まる施設が多く存在しており、工事用車両の走行ルートと通学路が重なっている箇所もある。このことから、環境保全措置を徹底することはもとより、大型車両の走行には特に注意するなど、より一層の交通安全の確保に努めること。

意見は以上、3点でございます。

まず1点目でございますけれども、「交通渋滞」「交通安全」の共通の項目、こちらにつきましては、これまでの施設のアセスの評価の際にもつけているいわゆる一般的な言い回しということになっています。こちらについても、図書のほうで、「交通渋滞」「交通安全」ともにミティゲーションの中でこういったことをきちんとやっていきますと既にご書いていただいておりますので、書いていただいていることをきちんとやってくださいねという意見でございますので、詳細な説明は省略させていただきます。

2点目の「交通渋滞」のところでございます。

まず、路線バスの停留所がたくさん存在していますということと、その停留所に近接して工事用車両の出入口がありますということについて、状況を御説明したいのですが、まずは276ページをご覧くださいませるか。項目としては「交通安全」の項目になるのですが、バスの停留所がプロットしてございます。ご覧いただけましたら分かる通り、馬事公苑の計画地の周辺をぐるっと取り巻くようにバス停がございませう。あと、この276ページとあわせてまして、工事用車両の出入口が後ろの284ページにございませうので、こちらをあわせてご覧ください。

284ページには、馬事公苑の計画地の中を出入りする工事用車両の出入口が矢印とともにプロットされてございます。中でも、さっきのバス停留所、276ページと重ね合わせてもらおうと分かるのですが、東側の「競走馬総合研究所」というバス停、それから、南側の「覆

馬場」「馬事公苑前駐在所」というこの3カ所につきましては、大体出入口と場所が重複している場所になります。

あと、現地視察に行っていた方はお分かりかと思うのですが、大体片側1車線ずつの道路と、大体両側に歩道といいますか、歩車分離で歩道が設けられているというぐらゐの道路幅になりますので、大型車両が走行するには若干窮屈かなという道路幅でございます。そこを路線バスが通り、そして、工事用車両、場合によっては大型のものが出入りする状況になれば、交通渋滞という意味では若干懸念があるのかということでございます。

一方で、先ほど1番のときの意見にもついているのですけれども、出入口に交通整理員の配置をするなどというのは、ミティゲーションとして既に示されています。また、270ページをご覧いただきたいのですが、交通渋滞のミティゲーションの中で、270ページの9.10.3の「ミティゲーション」の(2)予測に反映しなかった措置、これの一番下のポツのところで書かれているのですけれども、工事用車両の走行に当たっては、出入口付近を走行する路線バスの運行スケジュールに配慮するというので、ある程度到着時間が予定されているバスの時間に関しては配慮いただくようなこともしていただくことになっていきますので、配慮をしていただくことになっているのですけれども、それをきちんとやっていただきたいという意見をつけてございます。

今回、調査計画書の段階からずっと委員の皆様から路線バスとの話、あるいは道路幅が若干狭いという話、いろいろ頂戴してまいりましたので、そういう意味では、事業者側から若干丁寧なその辺の対策について示されているということだと思います。

次に、3点目の「交通安全」でございます。

まず、住宅に囲まれた立地であること、教育・福祉施設や公園などが集まるような施設が多数存在しているということにつきましては、「大気等」の項目で御説明したとおりでございますので、詳細な説明は除かせていただきます。

それから、工事用車両の走行ルートと通学路が重なっている箇所がありますということが意見についているのですけれども、先ほど見ていただきました284ページを再びご覧ください。

284ページは先ほど申し上げたとおり、工事用車両の走行ルートが出と入りとあわせて、青とオレンジで示されているのですけれども、それと重ねて、通学路というものが黄緑色の線で示されています。こちらをご覧くださいと分かるのですけれども、例えば馬事公苑の計画地の左上です。「馬事公苑西交差点」と書かれているこのあたりですとか、あるいは左下です。「馬事公苑前駐在所交差点」と書かれたこのあたりなどがちょうど工事用車両の走行ル

ートと通学路などがぴったりと並行して重なっているところであるとか、あるいはさらにそこから南に行っていただきますと、工事用車両のルートと東西南北に交差するように通学路が交差しているといった箇所もございます。別にここに限らずどこの施設についても同じように意見はつけているのですけれども、通学路と近接する、あるいは交差するような場所につきましては、特別な配慮をお願いしたいということで意見をつけているものでございます。

参考なのですけれども、278ページをご覧くださいませでしょうか。

278ページには、いわゆる歩車分離がされているのかという視点で、マウントアップがありますかとか、ガードレールがありますかとか、あるいは車道と歩道を分離するような緩衝帯としての植樹帯がありますかといったことが書かれていまして、おおむね馬事公苑は道路幅は若干狭いのですけれども、一応歩車分離はきちりなされているということですので、危険性は低いといえば低いのですけれども、何せ幅が狭い中、大きな車両が通るので、配慮されたいという状況でございます。

説明につきましては、以上でございます。

○山本会長代理 御担当の水村委員は本日は御欠席ですが、ただいまの説明のとおりと伺っております。

この3つにつきまして、他の委員の先生方、御意見、御質問はございますでしょうか。

片谷委員、どうぞ。

○片谷委員 交通に関して、いろいろ配慮が必要であるということに関しては、水村委員の御意見に全く異論はないのですけれども、図書の中でかなり気になりますことが、交通量の増加台数あるいは増加率の数字を出されて、それが余り多くないという趣旨になっているわけですけれども、これは交通にかかわる仕事をされている方は皆さん、御存じのことですが、交通渋滞とか安全に対する配慮の必要性の有無は、交通量の大小に比例はしません。ある限界値を超えると渋滞は突如劇的にふえますし、安全上の懸念も、要は、車両の走ってくる感覚がある程度以上縮まったら渡れなくなるというようなところで、交通量のどこかの線を越えると劇的に変わる現象なので、増加率が少ない、増加台数が少ないということだけで評価の根拠にするのはかなり危険であるということです。これは担当されているコンサルタント会社さんに交通の専門家はたくさんいらっしゃるので、よく御存じのことだと思いますから、その辺はもう少し、これは評価書案ですので、配慮して修正をしていただきたいと思います。評価の結果自体が間違っているということではありませんが、根拠としての説明が十分でないという趣旨の意見です。

○山本会長代理 ありがとうございます。

結果についてはいいけれども、その根拠についてはもう少し丁寧な説明、別の角度から見た説明をちゃんとしてほしいという御意見でございますが、事務局はいかがでしょう。

○臼井施設調整担当課長 少し記載の方法を考えさせていただきまして、評価書で書けるところを書ければと思っております。

○山本会長代理 では、評価書のほう、よろしく願います。

ほかにいかがですか。

中杉委員、どうぞ。

○中杉委員 私は現地見学した後、用賀の駅まで歩いたのですが、やはり歩道の幅が非常に狭いということで、自転車はどちらに入っているのかよく記憶していないのですが、多分、歩道のほうは通れる場合と通れない場合がある。だから、そういう意味では自転車側の車道を通るとなると、それこそ大きなバスと工事用の車両が行き来すると非常に危険な状態になる。そういう意味では、歩く人だけではなくて自転車がどうなるのかということも少し配慮して考えていただいたほうがいいのだろうと。歩車分離というけれども、その両方が動きそうな感じのものもあるので、実際には多分、通学する高校生などが自転車で来たりするということが多いと思いますので、そこら辺をもう少し配慮していただければと思います。

○山本会長代理 ありがとうございます。

ここは歩道について、自転車も通ってよろしいという表示がある場所でしたか。現状でもかなり狭いというお話でしたが。

○臼井施設調整担当課長 具体的に歩道において自転車と歩行者が両方通れるような形になっているか、そこまで今、詳しい情報がなくて申しわけなかったです。そのあたりは確認しながら進めていければと思っております。

○山本会長代理 今の御意見は重要だと思いますので、評価書を仕上げるときには、少し自転車についても配慮した形で仕上げていただければという意見だと思います。よろしく願います。

谷川委員、どうぞ。

○谷川委員 細かな質問なのですが、このところは非常に道幅が狭いですし、世田谷通りのところは比較的大きな大型のバスなのですが、中に入ると、一回り小さなバスで運行されているはずなのです。ですから、そういう意味で、今、工事用車両の前提でいろいろアセスを評価されていますけれども、そのときの大型車両はいわゆる10トンダンプで計算さ

れていると思うのですが、今回の特殊性を考えて、やや小さ目のものを考えられているのか、それとも10トンの大きな通常のもので計算されているのか。それによっていろいろほかの影響が出てくるかと思えますけれども、交通安全という立場に立ったときに、そのあたりはどう考えてられて評価されているのかがもし分かれば教えていただければと思います。

○山本会長代理 いかがでしょうか。大型車両の規模、交通安全の立場からどういうものを考えていらっしゃるのかということです。

○オリパラ準備局 御回答いたします。

詳細な施工計画につきましては、これからまさに検討をしてみますので、そういった交通安全のことも含めまして、検討していくということになろうかと思います。

一方で、例えば10トンから4トンにした場合には、車両の台数としてはふえてしまいますので、そういったバターの関係も含めまして、今後詳細な検討をしてみたいということになっているかと思えます。

以上でございます。

○山本会長代理 谷川委員、よろしいですか。

では、川道オリパラアセスメント担当課長、どうぞ。

○川道オリパラアセスメント担当課長 今、片谷先生の交通渋滞のお話や中杉先生の先ほどの自転車の話なども含めて、オリパラのアセスでは「交通安全」「交通渋滞」、今回は「公共交通へのアクセシビリティ」と、そういう「交通」関係の項目を「社会経済項目」という形で特別に立ててアセスメントをしているということで、若干事例のない中でトライアルな感じでやっているということで、今、おっしゃったような御意見については、正直、詰め切れていない部分はあるのかなと思っています。ですから、今回いただいた意見をもとに検討をさらに深めて、対応できるものを対応していくことになると思うのです。

ただ、一方で、今回施設を対象にしているアセスは、基本的には工事用車両が周辺に及ぼす影響を見るのが主体となりますので、基本的には車道を見るのだと思うのです。工事用車両を車道の視点から見て、歩行者あるいは自転車に対する影響を見ることになるので、自転車がどちらを走っているのかにかかわらず、歩行者、自転車が通ったときに車道を走る、工事用車両と交差するおそれがあるところについて、特段の配慮をするということに基本的にはなるのかなと思っています。当然、御意見についてはそれを踏まえた配慮、いわゆる工事事業者にお願いして配慮を求めるという結論、対策は変わらないのですが、そういうことで基本的には考えています。

あと、工事の車両の渋滞の話についても、計画地の近傍の交通の断面をとって数字を見ているので、渋滞する、しないという視点を見るには、若干計画地周辺の短い距離しか道路を見ていないという点もありますので、その辺をどうアセスで評価していくのかということも含めて、検討する必要があるのかなと思っております。

以上でございます。

○山本会長代理 ありがとうございます。

私も現地を見せていただきましたけれども、住宅がびっしり張りついていて、狭隘な道路に大型車が来る、建設用自動車が来るということですので、今、ありましたように、渋滞と安全はほかにはない特殊なものも含まれていると思いますけれども、いわゆるアセス上の手続のみならず、今、御意見のございましたような視点から、もう一度いろいろ少し検討していただいて、評価書のほうではその辺をうまく含めていただけることを希望したいと思えます。

ほかにこの「交通」関係は御意見いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、御意見はないようですので、「交通渋滞」「交通安全」につきましては、指摘の趣旨を評価委員会意見案に取り入れることにいたします。ありがとうございます。

馬事公苑の本日予定しておりました項目別審議は、これで終了いたします。ほかの項目については、後日また審議することにいたします。

次に、議事2に入ります。

これからは報告事項になりますけれども、議事2は「新国立競技場（オリンピックスタジアム）について」、評価書の報告です。

事務局から説明をお願いします。

○川道オリパラアセスメント担当課長 新国立競技場（オリンピックスタジアム）につきましては、9月に評価委員会で御審議をいただいた後、アセス実施者でありますオリンピック・パラリンピック準備局に環境局長意見を送付いたしました。その意見を踏まえまして、オリンピック・パラリンピック準備局が評価書を作成いたしまして、10月6日に評価書が公表されてございます。

フォローアップ計画書につきましても、翌日の10月7日に公表されてございます。この評価書及びフォローアップ計画書につきまして、アセス実施者でありますオリンピック・パラリンピック準備局から報告させていただきます。

○臼井施設調整担当課長 それでは、私から新国立競技場（オリンピックスタジアム）の評

備書及びフォローアップ計画書について説明させていただきます。

新国立競技場につきましては、9月6日に受領いたしました環境局長意見を踏まえまして、ただいま説明がありましたとおり、10月6日に評価書を環境局長に提出いたしました。環境局長による審査意見書への対応については資料3の「新国立競技場（オリンピックスタジアム）評価書案審査意見書と環境影響評価書との関連」に記載してございます。

また、この評価書で行った予測評価に対する追跡調査を実施していくため、フォローアップ計画書を作成し、10月7日に環境局長に提出いたしました。今後、フォローアップ計画書に基づき調査を行い、報告書をまとめていくこととなります。

それでは、資料3の「新国立競技場（オリンピックスタジアム）評価書案審査意見書と環境影響評価書との関連」について説明いたします。資料3をご覧ください。

まず、1ページ目の中段の「生物の生育・生息基盤、生物・生態系、緑 共通」につきましては、「計画緑化面積について、地上部・人工地盤上の緑化や建築物緑化が合わせて示されていることから、その内訳を明らかにするとともに、建築物緑化の計画内容について具体的に示すこと」という評価書案審査意見書の内容に対し、緑化計画図において、具体的な緑化計画を追記しました。

評価書の37ページをご覧ください。

左下の凡例にありますとおり、地上部、建築部、その他の緑化区域について、それぞれ色を変えて図示しております。また、人工地盤となる箇所での高木の植栽イメージを掲載してございます。

続きまして、資料3の1ページ目に戻っていただきまして、下段の「水循環」でございすが「施設の建設後には、浸透トレンチ及び緑地を設置することにより地下水涵養能の確保を図るとしているが、当該施設は一部に人工地盤が使われていることから、浸透施設の設置位置を示すなど、地下水涵養の考え方について具体的に説明すること」という審査意見書の内容と、「植栽散水に井水利用が計画されていることから、井戸の設置位置や掘削深さなどについて具体的に示すこと。また、井水利用に当たっては、地下水に影響がないよう十分に配慮すること」という審査意見書の内容となっております。

これにつきましては、評価書の205ページをご覧くださいと、ページの中段の(2)の1)予測に反映した措置の1ポツ目に、浸透施設が東側の自然地盤部分にあることと、ペデストリアンデッキ下部の「せせらぎ」についても、雨水が地下浸透する計画であることを追記するとともに、3ポツ目におきまして、井戸の設置位置と取水深度について追記してございます。

再び資料3に戻りますが、資料3の2ページ目の下から2段目にございます「景観」をご覧ください。

この「景観」の「本事業では『大地の杜』と『空の杜』を整備することにより周辺の多様なみどりの景観に調和した景観が形成されるとしていることから、緑を適切に管理し、良好な景観の保持に努めること」との御意見には、植栽樹木の維持管理計画について追記いたしました。

評価書の347ページをご覧ください。

ページ下段の(2)の4ポツ目及び5ポツ目、下の2つにおきまして、花がら摘み、灌水、施肥、といった具体の維持管理内容を追記いたしました。

再び資料3の3ページ目をご覧ください。

まず、表の下から2段目の「エコマテリアル」ですが、「『持続可能性に配慮した木材の調達基準』が策定され、都や国等が当該基準を尊重するよう働きかけを受けていることから、その趣旨に基づく木材の調達に可能な限り努めること」との御意見には、木材の調達に可能な限り努めることを追記いたしました。

評価書の447ページをご覧ください。

ページ下段の(2)の2ポツ目、下から数えますと、3ポツ目の3行は、本内容に関して追記をした箇所でございます。

続いて、資料3の3ページ目の最下段「温室効果ガス エネルギー 共通」では「建築物の省エネルギー性能に関して、平成28年8月に『東京都建築物環境配慮指針』の改定が行われたことから、この趣旨に鑑み、施設等の持続的稼働における温室効果ガス排出量及びエネルギー使用量の更なる削減に努めること」との御意見をいただき、それぞれ温室効果ガス排出量削減及びエネルギー使用量削減の努力について追記いたしました。

まず「温室効果ガス」については、評価書の467ページをご覧ください。

上から3ポツ目におきまして、「東京都建築物環境配慮指針」の改定に鑑み目標値を27%としております。

同様に「エネルギー」についても、評価書482ページの上から3ポツ目におきまして、同様の目標値27%を記載してございます。

資料3に戻ります。

4ページ目一番上の「土地利用」をご覧ください。

「多様な機能が集積するスポーツ・文化の拠点形成が推進されるとしていることから、こ

のことについて具体的に説明し、将来的な土地利用の考え方を示すこと」という御意見には、具体的な将来的な土地利用の考え方を追記いたしました。

評価書の491ページをご覧ください。

ページ中段の（2）評価の結果の3段落目である「計画地が位置する」で始まるこちらの7行の段落に、計画地周辺の将来的な展望を具体的に追記しております。

最後に、資料3の「土地利用」の下にあります「地域分断」の1つ目についてです。

「区道43-660及び区道43-680が計画地内に含まれており、オリンピックスタジアムと一体整備される計画であることから、歩行者通路の整備が出来次第速やかに開放するなど、工事に伴う影響の低減に努めること」という御意見につきましては、工事は、平成31年11月末に完成する計画としておりますが、外構工事が工期の終盤に予定されていること、及び本工事以外に、大会のための仮設工事が別途計画されておりますことから、計画地の開放については、その時点での状況で適切に対応する計画とさせていただく旨を記載させていただきました。

資料3に関する説明につきましては、以上でございます。

続いて、フォローアップ計画書の内容について、担当から説明いたします。

○オリパラ準備局 それでは、フォローアップ計画書の内容につきまして、御説明させていただきます。

お手元のフォローアップ計画書の127ページと129ページで御説明をいたします。

まず、127ページが、東京2020大会の開催前の段階でのフォローアップの全体的な計画を示してございます。表の左側に「大気等」「土壌」以下「交通安全」まで、評価書で対象とした環境影響評価の項目が記載されておまして、それぞれについて、どのタイミングで調査をするのか、あるいはどういう期間で調査をするのかというようなことを取りまとめたものになります。

まず「大気等」につきましては、平成28年度の12月のところに白い丸が入ってございます。それから、平成31年度の6月のところにも白い丸が入っているかと思いますが、こちらは平成28年度の12月には、建設機械の稼働のピークが想定されておりますので、建設機械の稼働に伴う大気については、この12月に調査をする予定でございます。

工事用車両につきましては、平成31年度の6月にピークが想定されておりますので、このタイミングで調査を行う予定としてございます。

それから「騒音・振動」につきましても、同様の考え方になりまして、建設機械の稼働に

伴う建設作業振動につきましては、28年度の2月、建設作業騒音につきましては、平成29年度の9月、工事用車両につきましては、31年度の6月にそれぞれ調査を行う予定としてございます。

「生物の生育・生息基盤」や「生物・生態系」「緑」「日影」「景観」といった項目につきましては、建物が竣工した後に調査をそれぞれ実施する計画としてございます。

それら以外の項目、あるいはいずれの項目でもミティゲーションの実施状況というようなものにつきましては、工事期間中を通して随時調査を実施する計画としてございまして、これを含めまして、平成32年度に大会の開催前のフォローアップ報告書というものを提出したいと考えてございます。

続きまして、129ページでございますが、こちらは大会の開催後のフォローアップの計画を示したものになります。こちらは、基本的には施設が大会の開催後、約1年間の期間をかけて調査を実施したいと考えてございます。

大会の開催後の「大気等」ですとか、「生物の生育・生息基盤」「景観」ですとか、そういったものにつきましては、基本的な施設の運用が定常状態になったタイミングで調査を実施してまいりたいと考えてございまして、これらも含めまして、平成33年度ぐらいには、大会の開催後のフォローアップ報告書として御報告をする予定としてございます。

御説明としては、以上でございます。

○山本会長代理 では、順番に参りましょう。

最初は資料3ですけれども、新国立競技場の評価書案に対して意見をつけました。それに対して、評価書ではどのように対応したかということがこの資料3に書かれておりまして、これの説明をただいま事務局から受けたところでございます。この対応状況の説明につきまして、御意見、御質問等をお受けいたしたいと思っております。いかがでしょうか。

野部委員、どうぞ。

○野部委員 「温室効果ガス」と「エネルギー」の共通のお尋ねしたい点なのですが、「エネルギー」で申し上げますと、評価書の479ページです。表9.17-11持続的稼働に伴うエネルギーの削減の程度というところがありまして、これは太陽光発電で200GJが無対策に対して、減るよという数字が出ております。先ほどの説明で「ミティゲーション」のところで、予測に反映しなかった措置として、482ページにPAL低減率が20%以上、ERRが27%を目標にしていると書いてあるのですが、これは我々としては、その次の9.17.4の「評価」というところに、「エネルギー使用の合理化に努めていると考えられ」と書いてあるのですが、これはどちら

を見て判断すればよろしいのですか。予測の結果だと太陽光発電200GJしか数字としては出ていない。予測に反映していなかったミティゲーションの措置として、こういう数値が出ているというのは、書き方の問題としてどう理解したらよろしいでしょうか。

○山本会長代理 これは少し説明が必要ですね。

お願いします。

○臼井施設調整担当課長 基本的には予測に反映した措置をもとに評価の結果のほうは書かせていただいておりますけれども、この予測に反映しなかった措置したとしても、「27%を目標値としている。また、PAL低減率を20%」というところもあると読んでいただければと思っておりますし、今、お話しいただいた(2)の2)の「エネルギー使用の合理化に努めていると考えられ」という記載については、予測に反映した措置のほうで書かれている2つのことを踏まえまして記載しているところではございます。そういった御回答でよろしかったですか。

○野部委員 予測に反映しなかった措置を評価しろということですか。それは、この数値は予測に反映していただきたいですね。

○川道オリパラアセスメント担当課長 このオリンピックスタジアムに関して申し上げますと、ある程度設計で間に合っている制度に基づいて、設備の持続的稼働の部分、後利用の部分ですね。稼働の予定を例えばどういうイベントをどのくらいやりますという想定を踏まえて、ある程度積み上げてつくっている数字ではあります。ただし、個別の環境対策を、そういう意味では、一個一個、今、この予測に反映しなかった項目がそれぞれどのくらいの寄与をしていてということ積み上げたものというところまで精緻に予測に反映しなかった項目を積み上げた結果ではないのです。特筆すべき対策が予測に反映しなかった項目で書かれているとは別に、いわゆる経常的な普通の電気のオン・オフも含めて、総体としてエネルギーの利用を見たものを積み上げたものということで、若干積み上げの仕方が違うので、一致はしないのですが、ある程度反映しているという言い方にはなろうかと思えます。

○野部委員 記述が十分でないので読み取れないのですが、では、この審議としては、予測に反映されなかった措置の中のこの書き方を、合理化に努めていると解釈してよろしいということですか。

○川道オリパラアセスメント担当課長 基本的にはこの予測に反映しなかった項目を取り入れたら、もっとすごい省エネになるのですねというものではなくて、ある程度、予測には織り込まれてはいるということになります。

○野部委員 長くなるとあれなので、後でお願いしたいのですけれども、これは予測結果に太陽光発電しか出ていないわけですね。それが27%に該当するとは読み取れないので、後で教えてください。

○山本会長代理 では、その件はよろしいですか。

○川道オリパラアセスメント担当課長 もう一度整理をさせていただいて、御説明を別途させていただきます。

○山本会長代理 ありがとうございます。

それでは、ほかにいかがでしょうか。

杉田委員、どうぞ。

○杉田委員 杉田です。

評価書205ページの(2)の1)の4つ目のポツで、井戸の記述なのですけれども、今回書き加えていただいているのですが、下から2行目「揚水量及び掘削深さの制限内の周辺の水環境に悪影響を与えない」ということを正確に分かりやすい日本語で言うとうどういう意味なのか、お伺いしたいです。

○臼井施設調整担当課長 205ページの下から10行目のこちらですね。こちらは「揚水量及び」、この「揚水量」というものが前に書かれている平均10m³/日、あるいは最大20m³/日というところと、掘削深さの制限内、そもそも掘削深さは井戸はつくられた後ですから、そこでさらに掘っていくわけではないですから、その制限内で周辺の水環境に悪影響を与えない範囲で井水を使用するという記載になっているかと。

○杉田委員 済みません。どれがどれにかかるのか、「の」がいっぱいあってよく分からなかったのです。

○臼井施設調整担当課長 揚水量と掘削深さの制限内ということで、周辺の水環境に悪影響を与えない範囲での井水の利用という形です。

○杉田委員 制限内で周辺の水環境にということですね。

○川道オリパラアセスメント担当課長 揚水量と掘削の深さの両方の事柄に対して、いずれの場合においても周辺の水環境に悪影響を与えない範囲でという読み方になろうかと思えます。

○杉田委員 そうですね。そういうことなのですけれども、そういうように読めなかったもので、済みません。ありがとうございます。

○山本会長代理 ありがとうございます。

評価書はもう修正できないので、中身をちゃんと説明できるようにしていただければそれでいいかと思います。さらに、不明なところは事後調査報告でまたちゃんと整理していただければいいと思っています。

ほかにございますか。

平手委員、どうぞ。

○平手委員 「日影」のことなのですからけれども、評価書の312ページの9.8.3の「ミティゲーション」の(2)の項目で、「樹木については、日影の状況をフォローアップ調査で確認する」と。これは、そのまま文言を読むと、日影の状況ということで、日影の状態、要するに、今まで従来やっているどのぐらい光が当たるのかを検討するように読めてしまうので、ここでの趣旨は、そここのところの見ていただきたいのは樹木の状態なのです。ですから、もし文言を直すとすれば日影の影響の状況とか、そういう形に本来ならばすべきです。修正できないということであれば、その辺を指導でしっかりとしていただきたいということでございます。

○山本会長代理 いかがでしょうか。

○川道オリパラアセスメント担当課長 意見で出ていたのが、いわゆる新しい競技場ができることによって、北東側に若干日影が及ぶということが日影図から出ていましたので、今、既存の樹木に日影がかかる影響をきちんと配慮してねという意見でございました。その趣旨に沿って適切にフォローアップしていくということで、事務局としても、きちんと事業者と調整してフォローアップをしてまいりたいと存じます。

○山本会長代理 よろしいでしょうか。

議事録はちゃんと残っていきますので、そのように考えていただければと思います。

ほかにも、審査意見書意見をどのように反映したかについての御説明に対する御意見、御質問はございますか。よろしいですか。

では、次はフォローアップ計画書の説明がございましたけれども、フォローアップ計画書につきまして、御意見、御質問はございますでしょうか。

中杉委員、どうぞ。

○中杉委員 「土壌」のフォローアップの話ですが、フォローアップ計画書で予測した事項として、「土壌汚染物質(濃度、状況等)の変化の程度」「地下水及び大気への影響の可能性の有無」と、2つの項目が挙げられているのですが、先ほどの評価書を見たときに、176ページの予測結果を見ますと、確かに両方の項目が挙げられているのですが、これは調査をやると、土壌汚染が見つかった、見つからないで済んでいるのです。具体的に地下水による大気への

影響の可能性の有無は、土壤汚染があるかないかで判断しているとは思えないのですが、評価書はそれでいいのかなと思っていたのですが、改めてフォローアップ計画書を見ると、両方の項目を予測することになっているのです。具体的に土壤汚染状況の変化の程度という意味では、掘削した土壤の汚染がないかどうかを確認してくださいよという意見書をつけましたので、それを反映したものだろうと。だから、掘削工事のところをずっとやっていただくという形になっているのだろうと思うのですが、地下水及び大気への影響の可能性の有無はどう判断するのですか。そのためにどういうフォローアップ調査をやるのですか。

○山本会長代理 事務局、いかがですか。

○オリパラ準備局 土壤汚染の有無について、まずは法令に基づいた調査に基づいて確認をした上で、その上で汚染土壤があった場合には、それが地下水や大気にどういう影響を及ぼすのかを定性的な形で事後的に確認するというのを今は想定しております。

○中杉委員 実質は汚染があるかないかで判断せざるを得ないと思うのです。これは評価をするということになれば、観測地点をつくって地下水のモニタリングを行うということも考えられるので、そういうことをやるのですかという話の一つです。そうではなければ、ここは予測した事項のところ両方、審査評価書に書いてあるように「及び」で1つの項目として置いたほうがよろしいのではないだろうか。2つの項目としてあえて分けることの意味があるのかどうかということが、疑問に感じます。ここから言うと、2つの項目それぞれ何かちゃんとやって評価をしているように読める。

もう一つは、「土壤」について評価書の176ページの「設備等の持続的稼働による」のところで「人為的な汚染要因は想定されない」と書いてあるのです。それで、フォローアップ計画書を見ると、施設の稼働後に土壤汚染の予測をします。何をやるのだろうか。多分、施設をやって大会を運営することによって土壤汚染が起こるとは想定していないわけですね。それはそのとおりだと思います。そうすると、そこで何をフォローアップ調査するのか。土壤汚染の調査は建物があるのだからできないです。だから、大会開催後は、フォローアップ調査はないものと考えたほうがよろしいのではないかと思います。

○山本会長代理 いかがでしょうか。

これはすごい意見ですね。

○オリパラ準備局 御指摘のとおり、建物ができた後のその下の土の調査そのものはできないので、確かに表現として工夫が必要かなということは確かに御指摘のとおりかもしれません。ただ、施設ができ上がった後、そういった土壤汚染を発生させるような要因は想定

されないということを事前に予測しておりますので、一応その確認として、そういった発生要因がないのだよということについては、きちんと調べておきたいということで、このような書き方をさせていただいたところでございます。

○山本会長代理 中杉委員、どうぞ。

○中杉委員 それは開催する前のところで、工事をやる前にちゃんと確認する話でしょう。後でもう一回確認する話ではないので、後ろでフォローアップ計画書のところで議論する必要はないのだろうという整理をしておいたほうが分かりやすいと思います。結局、そこは何もやらないことになるだろうと思う。もし前のほうであれば何かしなければいけないけれども、そのときには、多分地下水のモニタリングとか、そういうことをしなければいけないので、やるとすればそういうことを書き込んでいかなければいけないと思います。

○山本会長代理 フォローアップ計画のほうは、ただいまのような意見に対応して、流動的に変えることは可能なのですか。

○川道オリパラアセスメント担当課長 済みません。そこまで考えていないというのが正直なところなのですが、ただ、例えば「土壌」の今のお話に限って申し上げますと、当然、後利用も基本的には仮設で撤去される施設であったり、今回のオリンピックスタジアムのように、引き続き競技場としての利用が大会後も見込まれるものについては、そういう運用がされるのですねと。後利用のときにせつくなので非常用発電機用のタンクをつくってしまいましたとか、そういう想定外の用途がなく、土壌汚染にかかわるような施設あるいは使い方がなされることはないですねということを確認する程度にとどまると思うのですけれども、そういうおそれがない運用をしますと確認する行為はあってもいいのかなぐらいに思っていますので、そういう感じにしようかと思っています。

ただ、おっしゃったように、事前にやることをもって確認がとれましたという場合には、わざわざ形式上やることにしていましたのでやりましょうと行って、しなくていいことをする必要もないのかなと思っています。

○中杉委員 ここではなくて、例えば先ほどの馬事公苑などですと、事後のフォローアップが多分必要になってくるのだと思うのです。どういうようにやるのかはともかくとして。ここをどうするのか。それは継続調査をずっとやらなくてはいけない。これ自体が、少しそこから辺りやり方を考えてもらったほうが合理的だろうと思いますし、十分説明できる話ですからね。

○川道オリパラアセスメント担当課長 一つ言えるのは、特に初期のころからいっしょる

メンバーの皆様は御存じだと思うのですが、調査計画書を全施設一律でやっているということがスタート地点になっていまして、あのときには、影も形も施設が分からない、何もない中で、大会後の項目選定も含めて、丸をつけてしまっている面があります。ですから、今、おっしゃったように不必要だけれども、丸がついているとか、必要なのについていないということがどうしても出てくるのが実態でございますので、その辺はもう少し計画の熟度が高まったものから、それぞれに応じて必要であれば丸を追記すべきだとか、これは別になくてもいいのではないかとということに応じて柔軟に対応していくことが実質的かと考えています。今回のスタジアムの大会後の「土壌」に関しては、別にスタジアムができるだけなのだから要らないのではないのというお話であれば、とることも含めて、そういうように対応していくのかなと思ってございます。

○山本会長代理 中杉先生、それでよろしいですか。

○中杉委員 はい。

○山本会長代理 この土壌汚染だけでなく、工事をやる直前になって熟度が高まってくると、思わぬ要素が入ってくる可能性があって、評価書では環境保全については確実に実施してくださいという意見を出したとしても、あらかじめそれをやるということはわかっているわけです。でも、それ以外のもので何か別のものが出てきた場合には、事後調査のときには流動的かというと、かなり柔軟に何かの調査を開始して、そして、それについての報告がある。逆に、また全くその恐れがないときは、勝手にやめることができるかできないのかは分からないのですけれども、これについてはこれこれの理由で調査をしなかったということが書かれるということですね。

多分、今、中杉先生がおっしゃっているのは、今の時点でそこまで書いてしまっているのか、そこまで本当にやるのということではないかと思います。書いた限りはフォローアップ調査のところでは、これこれこういうことはないと考えられるので、これはやらなかったということで、また、報告されるのかと思います。私の感じとしては、この件だけではなくて、ほかのものにもかかわる問題かと思っておりますので、そのような考え方だと思っています。間違っていたら違いますと言っていただいて結構です。

ほかにフォローアップ計画書につきまして、各担当分野、項目分野、これでは十分ではない、あるいは、いかがでしょうか。

片谷委員、どうぞ。

○片谷委員 私の担当分野ではないのですが、フォローアップ計画書の127ページの先

ほど説明していただいた表を見ると、「生物・生態系」は全て終了後だけの調査になっているのですが、それで本当にいいのでしょうかということが心配なのです。後から工事終了後に緑化します、あるいは工事中に緑化をしますというところは終了後だけでいいと思うのですが、それ以外。要は、この計画は今、ある植物を全部撤去するとかということではないですね。そうだとすると、工事中に1回もチェックをしなくていいことにはならないような気もするのですが、専門知識が足りないので誤解があるかもしれませんが、どのようなものでしょうか。

○山本会長代理 工事中というところの「生物・生態系」ですね。私も専門ではないので分からないのですが、「騒音・振動」で言えば、工事中に例えば大きな発破の音を出すので鳥が一時的に避難していなくなる、あるいはいなくなるということがあって、それについてのフォローアップ調査をやるかどうかは記憶がないのですが、このスタジアムの件についてこのような質問が出たのですけれども、事務局としてはどう考えられますか。

○オリパラ準備局 事前の評価書の段階で「生物・生態系」などについては、そういった施設ができることによって、今、ある緑、あるいはそういった動植物などがどういう改変を受けるのか、あるいは受けないのかを予測して、それに対して施設ができ上がった後に新しく緑化をすることによってどれだけミティゲーションできるのかということを対象に予測評価をしていたところでございます。今回のフォローアップ計画につきましても、外構工事が終わって緑の整備がされるのは終盤になって、その竣工した後に調査をすれば状況としては確認できるのかなということで考えておりました。

○山本会長代理 物によっては、工事の途中で、例えば史跡などが発見されたなどもあるし、それから、希少植物が発見された。そういったときにいろいろ対応しないといけないわけなのですけれども、そういう内容が既に評価書のほうでこのようにしますと書いてあればいいとは思いますが、フォローアップ計画のほうでは全く触れてはいないのですが、それはどうするのかと、私も多少そのように思っています。片谷先生の疑問は私も分かるような気がするのですが。

○片谷委員 現在、この計画地に動物は少ないかもしれませんが、少なくとも植物はそれなりにはあって、それは一部は残存する計画になっていると私は理解しているのです。だとすると、この何年かにわたる工事の期間中にちゃんと保全されているのかを途中でチェックしないと、工事が終わってから調べてみたら枯れていましたということになりかねないので、途中でチェックというのは調査の規模としては終了後よりずっと小規模でいいと思うので

すが、やはり必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○山本会長代理 どうですか。意外な展開が出てきたので、事務局もどう答えていいのかわからないという雰囲気ではありますが。

○川道オリパラアセスメント担当課長 預かって検討させていただきたいのが正直なところなのですけれども、今、オリンピックスタジアムの評価書の31ページに緑化計画の図、歩行者動線の図になってしまっていますが、同じものがあるのでご覧いただきたいのですけれども、「地上部緑化（残存）」と書かれているもの、北の一角と南側の左端と南側の真ん中のほうと茶色で書かれている残置する木があります。オリンピックスタジアムに関しては現地をご覧いただいた方は分かると思うのですけれども、ほとんど裸の土の状態になっていて一部へりに残置する木の部分だけに木がちょこっと残っている状況になっています。ですから、動物は移動するので別としても、残置する植物をきちんと枯れないように保全をしつつ大部分をこれから新しくつくることになるので、ウオッチするとすれば、まさに残置する木が中心になるかと思うのですけれども、これを当然枯れていないですね、ちゃんと保全されていますねと確認をするのは確かに大事なことだと思います。

ほかの施設のことを考えたら、例えばアーチェリー会場になる夢の島公園なども正方形にいわゆるコロシヤムのへこんでいるところに盛り土をして平らにする工事をするのですけれども、周辺には当然公園が引き続きあるわけですし、これに影響があるかないかを当然フォローアップするようにはなっていないくて、そういうことから考えると、どこまで周辺の緑に影響を及ぼす及ぼさないということを工事期間中ウオッチしていくのかというようなことは、なかなか余り予定していなかった状況でありますので、どうするのが適切なのか、少なくともこういったことぐらいは見たほうがいいのではないかとということがありやなしも含めて、担当である興水先生とも相談しながら、対応を検討してみたいと思います。

もし、フォローアップ計画書にきちんと位置づけて年に1回ウオッチしますということまではしなくてもいいけれども、何か変化があったら報告してねぐらいで済むのであれば、そういったやり方もあるのかなとは思いますが。

○山本会長代理 この実施区域はほとんど人工的に変えていくということで、在来のものであるということではなさそうなので、取り扱いがどうなるのかよく分かりませんが、今のような、私も素朴な疑問としてそのように思いましたので、どのように答えるのが一番適切かを事務局のほうで考えていただければと思います。また、適切な時期に回答をいただければと思っていますので、よろしくお願いします。

片谷委員、それでよろしいですか。

○片谷委員 はい。

○山本会長代理 フォローアップ計画ですけれども、ほかに御意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、なければ次に移らせていただきます。議事3「その他」、評価委員会の設置運営要綱の改正についてというタイトルです。

それでは、事務局から説明をお願いします。

○川道オリパラアセスメント担当課長 主要な議題が終わりまして、「その他」ということになります。

きょう、冒頭でもお話し申し上げたのですけれども、毎回評価委員会を開催するたびに、平成25年12月の評価委員会で既に御了承いただいておりますので、本委員会は公開とさせていただきますと述べていたところなのですが、このオリパラアセスの委員会で特別にというわけではなくて、庁内全体で情報公開の話をきちんとこういった設置要綱なり運営要綱なりの中にも公開ですということを明記していきましょうということで、今、整理をしているところでございます。それを踏まえて、資料4の下線があるところでございますけれども、第6条「評価委員会の会議は公開とする」とか、（議事録及び会議資料）ということで、第7条のところを追記されてございます。従来から既に評価委員会は公開してございますし、議事録については都の環境局のホームページで公開しているということで、運用上は変わらないのですけれども、明記させていただきました。

評価委員会を公開すること等については御了承をいただいておりますので、それにかかわるものを明記しただけですので、お諮りはせずに報告ということで、このたびそれをもって要綱を改正しましたということとさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

報告につきましては、以上でございます。

○山本会長代理 ありがとうございます。

何か御質問はございますか。

これは既にこれまでの議事録などは公開しているということですね。

○川道オリパラアセスメント担当課長 おっしゃるとおりでございます。

○山本会長代理 だから、そのままを文書に書き入れたということでよろしいですか。

○川道オリパラアセスメント担当課長 そのとおりでございます。

○山本会長代理 了解しました。

何かきょうの審議につきまして、御発言等がございますか。よろしいですか。

もしなければ、この辺で終わりたいと思います。

それでは、御意見はないということですので、本日の評価委員会はこれで終了させていただきます。

(午前11時44分閉会)